

日本の「射精責任」論 —問題提起、応答、継承—

齋藤 圭介*

1 はじめに——ガブリエル・ブレア『射精責任』の衝撃

1. 1 ブレア『射精責任』の紹介

全米騒然

ニューヨークタイムズ・ベストセラー

世界9カ国で翻訳

刊行前からSNSで話題沸騰！

望まない妊娠は、セックスをするから起きるのではない。

女性が世界一ふしだらなビッチだったとしても、何の問題もない。

女性の50倍の生殖能力を持ち、

コンドームを着用したセックスは気持ち良くないという偏見に囚われ、

あらゆる避妊の責任を女性に押し付ける男性が、

無責任な射精をしたときのみ起きる。

望まない妊娠による中絶と避妊を根本から問い直す28個の提言。

「セックスをする人、セックスをしたい人、あるいは将来セックスをするかもしれない人を育てている人にとって、必読の書」 (ワシントン・ポスト紙)

なかなか目をひく紹介文をひっさげて、2023年7月、『射精責任』（ガブリエル・ブレア著、村井理子訳、齋藤圭介解説）が太田出版から翻訳・出版された。射精責任というタイトルのインパクトの大きさからか、発売前からSNSを中心に話題沸騰の書となり、発売後は各種メディアで盛んに取り上げられた。発売後すぐに重版がかかり、その後発売から2か月を経ずに3刷となった。

* 学術研究院 社会文化科学学域 准教授

『射精責任』は、ガブリエル・ブレアによる*Ejaculate Responsibly: A Whole New Way to Think about Abortion* (2022) の全訳である。村井理子が翻訳をし、齋藤圭介が解説を書いた。*Ejaculate Responsibly* (責任をもって射精せよ) という挑発的な書名は、眉を顰める人がいることを承知のうえで、中絶が男性の問題であることを一言で表すために著者であるブレアが批判を覚悟であえて名付けたものだ¹。日本語タイトルの『射精責任』も原著同様に、そのタイトルをみて眉を顰める人もいようだ。翻訳書刊行後の反響をみると、多くの人々が薄々は気が付いていたけれどもうまく言語化できていなかった居心地の悪い事実を、四字熟語のような「射精責任」という見事な表現が的確にスパッと言い表したのだと妙に納得してしまう。翻訳書の刊行後、射精責任という言葉は、人口に膾炙しつつある²。

原著及び訳書は重厚長大な学術書ではない。薄くて持ち運びもしやすいハンドブックだ。にもかかわらず、議論の焦点が女性にもっぱら偏ってきたこれまでの中絶論を、ガラッと180度反転させて、議論の焦点を男性にあてるというウルトラCの荒業をやったのけた。『射精責任』をお読みいただければわかるとおり、内容は28個の短い提言として構成されており、いずれもデータに基づいた説得的な議論となっている。タイトルの奇抜さや表紙のギラついたイメージとはうってかわって、『射精責任』の主張には突飛なところはない。むしろ、私たちが本当は気が付いていたけれども正面から考えることをなんとなく避けていたことを（にもかかわらず大事なことを）、コンパクトな『射精責任』は言い尽くしてくれている。

アメリカ社会で女性が中絶をする権利のいわば後ろ盾となっていたロウ対ウェイド判決は、2022年6月に覆された。『射精責任』は、2022年のロウ対ウェイド判決が覆されたことをきっかけに生まれた本であるという意味では、中絶の権利が危機に瀕しているアメリカ社会固有の背景と社会的文脈のなかで生まれたことは間違いない³。

しかし、『射精責任』の主張それ自体は、アメリカ社会以外にも広く当てはまる普遍性をもつものだ。現在（2024年10月現在）までに11カ国で翻訳・刊行されていることからわかるとおり、その主張には文化・社会を越えて広くあてはまる普遍性があるといえる。当然、日本社会も例外ではない。女性の痛みや妊娠、出産、育児の大変さは軽視されがちであること、また男性にとって避妊は簡単なことであるはずなのに、避妊に消極的な男性があまりに多いこと、などなど。生殖にかん

¹ Gabrielle Blair Embraces ‘the Least Sexy Way to Talk About Sex’ *The New York Times*, <https://www.nytimes.com/2022/11/08/books/review/ejaculate-responsibly-gabrielle-blair.html/> (2024年9月30日アクセス)。

² ただし、残念ながら、『射精責任』の主張とは異なる意味付けでこの語が用いられていることも散見する。後述するが、本来、射精責任という語にこめられた含意は、望まない妊娠を避けるために、射精をする主体である男性が避妊を積極的に講ずるべきだ、という主張である。無責任な射精をせずに責任をもって射精をすべし、というわけだ。しかし、妊娠をさせてしまったあとの責任を取るべきだ、という意味で誤用されがちである。

³ 『射精責任』の解説にアメリカ社会の中絶をめぐる議論の状況については詳細を記述している。関心がある読者は、ぜひそちらをお読みいただきたい。

する文化は社会によって異なれど、『射精責任』はどの社会の価値観にも通底するセックスにおける責任をめぐる議論をくっきりと浮かび上がらせたといえる。

1. 2 『射精責任』が光をあてた生殖における男性の当事者性

『射精責任』の主張の肝は、望まない妊娠の原因は100%男性にあること、また男性にとって望まない妊娠を避けることは難しくないこと——無責任な射精をしなければよいだけなのだから——という、いたくシンプルなものだ。いかなる条件がそろえば女性は胎児を中絶できるのか。ぎゃくに、いかなる根拠において、胎児の生きる権利が女性の意思決定よりも尊重されるのか。このようなアメリカの中絶論争は、胎児の生命権vs女性の権利という構図で議論を展開しており、この2者の権利の対立や緊張関係に焦点をあてることですべてが議論されてきた。法制度の議論でもつねに争点となるのは、女性の中絶へのアクセスを認める／認めないという論点だ。この議論の構図に登場する主体は、女性と胎児のみである。どこまでいっても性行為をしたもう一人の当事者である男性は登場しない。

異性愛者による自然性交の場合、妊娠に至る原因となる行為は二者の性行為だ。その性行為がもとで妊娠をしたとする。妊娠が女性にとって望まないものであったならば、中絶を検討することになる。しかし、中絶の議論になったとたん男性の姿はどこかに消えて、胎児vs女性といった枠組みですべての議論がはじまってしまう。

こうした旧来の中絶をめぐる議論の仕方に対して、『射精責任』は、中絶の議論の出発点をどこに置くべきかという観点から、まったく新しい議論の仕方を提示している。具体的には、男性もまた（あるいは男性こそが、というべきか）、妊娠前の当事者として重要であることを示した。望まない妊娠による中絶を本気で減らしたいならば、議論の仕方を変える必要があると『射精責任』は主張する。議論の仕方を変えるとは、すなわち、議論の出発点を変えるということだ。中絶を減らすための最重要人物は、女性ではなく男性なのだと『射精責任』は繰り返し訴える。

『射精責任』にならえば、プロライフ派もプロチョイス派も、中絶の議論を誤った出発点から展開しているといえる。望まない妊娠の中絶を認めるか／認めないかから議論をはじめめるのではなく、望まない妊娠の原因である男性の無責任な射精から本来は中絶の議論をはじめめるべきなのだ。いままで等閑視されてきた生殖における男性の責任や主体性にこそ、着目をしなければならないと、『射精責任』は訴える。

中絶というトピックが女性の生き方の問題としてのみ焦点化することで政争の具にされてきた歴史を私たちは何度も目にしてきた。これまでの中絶論が、中絶を減らしたりなくしたりすることを真剣に考えてきたというよりも、女性の身体やセクシュアリティをいかにコントロールするかに関心があったと批判されても仕方がないだろう。避妊や中絶をめぐる議論の争点の場となるのは、女性身体である。男性身体が政治的な闘争の場となることはない。中絶論争における男性

の不在化はそれ自体が政治的な効果といえる。中絶が政治的な駆け引きに使われるトピックであるのならば、中絶における男性の役割を政争の具にする政治家がいてもおかしくないはずだが、そうした話は聞いたことがない。『射精責任』は男性身体こそが中絶論において政治的な争点であることを強調する。

著者のブレアは、望まない妊娠の原因は男性にあると力強く主張する。そして、男性にとって、望まない妊娠を避けることは難しくないとも断言する。『射精責任』は、これまでの中絶論では存在を無視される透明人間か、あるいは存在を過剰に敵視される家父長制の権化として、極端な扱いしか受けてこなかった男性を、責任ある主体として中絶論の中心に据える試みだといえる。既存の議論は女性が妊娠した状態を中絶論の出発点にしているのだが、その妊娠に至る無責任な射精をした男性の行為を議論の出発点に設定するべきだと『射精責任』は問題提起している。なるほど、まったく新しい（A whole new way）中絶の議論の仕方を示している。

『射精責任』は、中絶の議論の出発点を動かした。生命はいつはじまるのか、受精卵はいつからヒトとみなされるのか、胎児はいつから赤ちゃんになるのか、中絶の権利の根拠は何か、といった宗教的・哲学的・倫理的な議論から、中絶論の出発点を男性の無責任な射精に移すことを目指した『射精責任』は、説得的にその目的を果たしたといえる。『射精責任』以後に中絶を議論しようとするとき、その議論の出発点はもはやこれまでとは様変わりする。男性が責任ある射精をするのであれば、宗教的・哲学的・倫理的な議論はもはや後景に退くのだから。これからの中絶論は、男性の射精責任こそ議論しなくてはならないはずだ、と『射精責任』は主張する。

妊娠を、妊娠前、妊娠中、妊娠後の3段階に分けて考えられるとすると、既存の議論では妊娠後の養育については、男性も当事者として盛んに議論されてきた。他方、妊娠前や妊娠中に男性を生殖の当事者とみなす議論はほぼみられなかった（図1参照）。『射精責任』は、妊娠前の段階で、男性を生殖の当事者として積極的に位置づける試みともいえる（図2の妊娠前の男性に注目）。

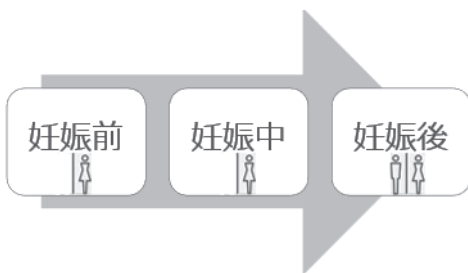


図1 既存の生殖論における男性の位置づけ

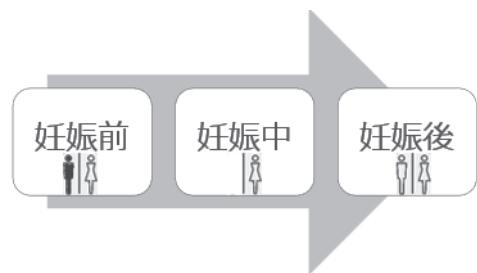


図2 『射精責任』の主張の要諦

私は、『射精責任』の解説を、次の文章で締めくくった。

中絶を減らせるかどうかは、「すべて男性にかかっているのです」（はじめに）というメッ

セージを受けて、さて、男性の読者はどうでしょうか。本書を読んだあとは、周りの人と本書についてあなたが感じたことを話し合ってみてはどうだろうか。男性の射精責任を考えるためのヒントは、コンパクトな本書にぎっしり詰まっているのだから。（齋藤 2023: 206）

上記の主張は、いまでもその通りだと考えている。他方、『射精責任』の主張に対して、アメリカ社会の本であるからとか、著者がモルモン教徒であるからとか、著者が女性であるからとか、日本語訳書の刊行時には『射精責任』で行われている議論を他者化・外部化し、日本社会から切り離そうとする動きが残念ながら一部でみられた。そうした動きは、いずれも『射精責任』の主張が広く有する普遍的な主張を捉えそこなっているし、『射精責任』が日本の読者にも広く受け入れられている事実を見損なっている。

『射精責任』解説の注19で言及したが、なにより、日本では同様の問題関心による議論が四半世紀前に生じている。この論点をめぐる議論は、世界にさきがけてむしろ日本が先行していたとさえいえる。男性の射精責任をめぐる議論は、アメリカ社会だから生じた特異な議論でもなければ、著者がモルモン教徒だから問題提起できた特異な議論でもないし、著者が女性だからできた特異な議論でもない。約25年前の日本の議論を振り返ればわかるとおり、日本社会で、とくに宗教的背景を考慮しなくても、男性の研究者らを中心に、同様の問題関心を有した議論はすでに現実に行われていたのだから。

そこで、本稿では、約25年前の日本で生じた射精責任をめぐる学術的議論を改めて振り返って紹介するとともに、その意義とインパクトを再確認したい。また『射精責任』を翻訳・刊行後の日本社会で当時の議論をいかに読み解くべきなのか、私たちは当時の議論から何を引き継ぎ、刷新するべきなのかについて考えたい。

本稿の具体的作業として、まず沼崎一郎（1997）による男性の射精と生殖責任をめぐる問題提起と、それにいち早く呼応した宮地尚子（1998）と森岡正博（2008）の論考を紹介し、ついでその後展開した多くの論者による同論点をめぐる議論を紹介する。そうすることで、ブレアが日本の番組内で述べた⁴、「男性はこういう話を白人中年女性の私からではなく、信頼できる他の男性から聞きたいはず」という発言に応えるとともに、日本の男性学研究者・男性性研究者たちなりの射精責任をめぐる議論の仕方を提示し、これから同テーマをめぐる議論をするさいの道しるべを示したい。そうすることで、日本社会固有の文脈を踏まえて、男性と射精をめぐる議論の現在地を明らかにすることにくわえて、議論の進むべき道も自ずと明らかになっていくだろう。

本稿は、射精責任の議論を他の国の話、他の宗教の話、女性の一人語り和他者化せずに、日本の

⁴ ボリスタTV、2023年7月27日放送、「『射精責任』日本発売を記念して著者インタビュー | 『射精責任』の日本語翻訳が発売。意図せぬ妊娠の責任は全て男性にある? | ゲスト: ガブリエル・ブレア (7/27)」(https://www.youtube.com/watch?v=Xcg_FnP3Pfw&t=9s、2024年11月14日アクセス) 34:12~の発言。

文脈で議論を掘り起こし、改めて立ち上げる。同テーマをめぐる論点と争点の整理をとおして検討することで、射精をめぐる議論を学術的にもまた実践的にも日本社会に問題提起したい。

2 日本の「射精責任」の問題提起と共振

さっそく1997年に発表された沼崎（1997）をはじめとした日本の射精責任をめぐる議論の全体像を描いていくが、本来であれば時代背景について必要最低限の説明をあらかじめしておくべきだろう。日本の射精責任論が登場したときの時代背景——2000年前後のピル解禁論争と人工妊娠中絶の是非論争——は、日本の性をめぐる議論のなかでもひととき目立つものであるからだ。そして、当時の性をめぐる時代状況から現在まで、四半世紀近くの間で、性や射精、妊娠をめぐる様相は大きくかわった。決して十分とは言えないまでも避妊や中絶の選択肢が増えたり、性的同意をめぐる議論が大きく進展したりと、論点はあまりに広い範囲にわたる。ピル解禁論争、人工妊娠中絶の是非論争、不同意性交、生殖補助医療技術の進展をめぐる議論は、いずれも押さえておくべき重要論点であろう。しかし、残念ながら紙幅の関係でここでは当時の時代状況を丁寧に論述する余裕はない⁵。そこで当時の状況については、別稿を期すことにしたい。本稿では日本の射精責任をめぐる議論の紹介に焦点を絞り、議論全体の見取り図を描くとともに論点と争点を整理し、今後の議論の道筋を示すことを目的としたい。

日本の射精責任をめぐる議論の初発の論考は、沼崎（1997）である。すぐに、宮地（1998）が応答し、次いで、森岡（2008）が応答した。なお、沼崎（2000a、2000b）と森岡（2001、2005、2008）の間では同論点をめぐって応答が続いた⁶。2000年代半ば以降は、多くの論者が参入し、論点が広がり、かつ深められていった。本稿では、日本の射精責任論といった場合、主に沼崎（1997）、宮地（1998）、森岡（2008）を中心にした議論を指すものとして用いたい。

2. 1 議論の震源地

沼崎一郎による「〈孕ませる性〉の自己責任——中絶・避妊から問う男の性倫理」は、1997年の『インパクション』105号「特集ピルから見える世界」に掲載されたものだ。この論考は、次の文章で始まる。

本論の目的は、中絶と避妊という問題を手掛かりに、性と生殖にかかわる女と男の関係性の

⁵ ピル解禁論争については松本彩子（2005）、人工妊娠中絶の是非論争についてはT. ノーグレン（2023）、生殖補助医療技術の進展のうち、男性とかかわるものとしては竹家一美（2021）、女性のみがかかわるものとしては牟田和恵ほか（2021）などを参照。

⁶ 詳しくは齋藤（2009）を参照。

なかで、男にはどのような自己責任が求められるのかという問題を、〈孕ませる性〉である男性という視点から考えてみることである。(沼崎 1997: 86)

この論考が興味深いのは、いままで男性の性が、〈食る性〉や〈犯す性〉としてのみ語られていたことに対し、それら2つに加えられる3つめとして〈孕ませる性〉という男の性を捉える視点を提示したことだろう。「孕ませる性」は、男性のセクシュアリティがつねに女性に対して抱えている妊娠させる可能性を正面から論じることができる点で画期的であった。この「孕ませる性」という概念は、「性と生殖を結び付けた文脈で男の性が問われることは少なかったように思われる。まして、男の生殖責任が問われるということは、ほとんどなかったのではないだろうか」(沼崎 1997: 86)という反省から、男の生殖における当事者性を浮き彫りにし、その責任を問うために創出された。

沼崎は、女性が自己決定権を用いて男性を生殖の議論に組み入れなかった歴史的な経緯を振り返り共感をしめすが、「だからといって、中絶問題における男性の関与と責任を問わなくてもよいということにはならない」と述べ、その理由として「なぜなら、中絶とは望まない妊娠のひとつの結果であり、望まない妊娠の原因は〈避妊しない性交〉であって、避妊しない性交の当事者のひとりには男性に他ならないからだ」(沼崎 1997: 88)と論じる。続く次の文章は、ブレアによる『射精責任』のメッセージと驚くほど共鳴している。

受精・受胎ではなく、受精・受胎をもたらした性関係を起点に中絶問題を考えるならば、受精させた男性は中絶の原因を作った張本人である。〈孕ませる性〉としての男性は、まさに中絶の当事者なのである。(沼崎 1997: 88)

沼崎によれば、避妊は男性問題なのだという。そのうえで、避妊責任の問題を、中絶問題と密接に絡め、次のように言う。「〈孕ませる性〉としての男性という視点に立つなら、男性は、中絶問題においても避妊問題においても決して無視してはならない存在である。男が孕ませさえしなければ、中絶問題は生じない」(沼崎 1997: 87)。「〈孕ませる性〉という自らの性を反省的に自覚するなら、男性もまた、主体的に〈避妊責任〉を問わねばならないのだ」(沼崎 1997: 89)。ここから明かなように、沼崎が男性の避妊責任を求める根拠は、男性個人の倫理観である。なぜなら現代の成人男性ならば、「女性の膣内にペニスを挿入して射精すれば妊娠する可能性(危険性)があるというのは、……当たり前の〈常識〉であろう。ところが、妊娠が女性にどれほど深刻な身体的変化をもたらすものか、また妊娠することで女性の社会的地位にどれほど深刻な変化がもたらされるかということは、男性の〈常識〉にはなっていない」(沼崎 1997: 89-90)と指摘し、膣内射精は性暴力であると結論づける。

沼崎は、こうした性暴力をおこさないために、個々の男性に次の倫理観を求める。

〔男性には〕〈孕ませた責任〉ではなく〈孕ませない責任〉があるということである。〈孕ませた責任〉は今までも問題にされてきた。もちろん、多くの男は〈孕ませた責任〉を放棄し、出産と育児を女性に押し付けるか中絶を強いるかという形で責任を女性に転嫁して、自分自身は免責されてきたというのが実情だ。さもないと、〈結婚〉とか〈認知〉という形で責任を取ったと強弁してきた。しかし、いずれの場合も、女性に深刻な身体的・社会的損害を与え、女性のライフコースを制約する。男が責任を取っても取らなくても、女性は被害を被ってきた。〈孕ませた責任〉を問うだけでは、女性の自由を侵害する。女性の自由を保障するためには、〈孕ませない責任〉を問わなければならないのである。（沼崎 1997: 94）

沼崎によると、生殖において男性は、性行為のパートナーである女性への射精責任を有した存在である。その責任を全うするために、男性はその倫理観にしたがって行動すべし、と沼崎は主張した。

男性が有する生殖における暴力性を一般化して捉えた沼崎の論は、非常に倫理的な響きを持ち、自己禁欲的な主張といえる。同時に、既存の生殖論で男性のセクシュアリティ——とりわけ〈孕ませる性〉としての男性——が見過ごされがちであった点を考慮すれば、生殖において男性を当事者と位置付ける指摘はきわめて画期的でオリジナルな議論であったと評価できる。

2. 2 応答 (1)

沼崎（1997）の議論に、正面から応えた最初の論考は宮地尚子（1998）によるものであった。森岡正博が編集長をしていた『現代文明学研究』第1号に「孕ませる性と孕む性——避妊責任の実体化の可能性を探る」として公表された。

宮地（1998）の論考は、沼崎（1997）の結論が、男性一人ひとりの倫理観に訴える議論であるのに対して、そうした（ある種の）理想論ではなく、現実的に男性の意識を変革するための筋道を探した論考だといえる。宮地（1998: 19）は、「沼崎のこれらの主張に基本的に賛同したうえで、あえてその限界を指摘し、議論の批判的発展を試みたいと思う」と述べ、沼崎（1997）への疑問点を3つ挙げている。1つは「沼崎は孕ませる性としての男性の責任のみを強調しているが、避妊に対する女性の責任を問わなくてよいのかという点」、2つに「孕ませない責任をどう実体化しうるのか」という点、3つに「孕ませる性を持つ人間と孕む性を持つ人間との間の性倫理を考えていくには、妊娠だけでなく、不妊、性行為感染症も視野に入れる必要があるのではないのかという点」である。

そして避妊責任を半々にすることおよびその実態化をめぐる議論がなされている。宮地の議論の下敷きになっているのは、永田えり子（1997）によるリベラリズム批判の議論である（宮地

1997: 27、注3)。永田(1997)の議論は、いままでのフェミニズムがリベラリズムに依存し、自己身体への決定権の主張をしてきたことの両義性を明瞭に描き出し、その問題点を鮮やかに析出したものと理解できる。リベラル・フェミニズムは生殖責任・負担を個人の私的領域の問題に還元して説明を試みるが、それを再生産責任⁷の個人化と呼べるならば、永田の議論は再生産責任の社会化はいかに可能かを模索する立場と呼べる。再生産責任の社会化とは、男女という個人間で再生産責任の分担を考えることではなく、婚姻などの法制度体系により、強制力をもって社会という公的な枠組みで再生産責任の分配を行うことを目指す立場である。そのため、男性個人は再生産責任から逃れることは相対的に難しくなり、男性は生殖のフリーライダーにはなりにくい効果をもつ。

永田が繰り返し指摘するのは、大方のフェミニストとは異なり、性的自己決定権は女性に対して解放をもたらすものではなく、逆にさらなる抑圧しかもたらさないことである。「産む産まないは私が決める」「私の体は私のものだ」という自己決定権を主張する——すなわち再生産責任を自己決定権に還元して説明を試みる言説——は、永田によると失敗を運命付けられているという。その根拠として永田は、「リバータリアニズム的な主張にしひび込む暗黙の前提によって、性と生殖における男性の責任は解除され、それらはただ女性の、女性だけの問題とみなされてゆく」(永田 2001: 147)ことを挙げる。リベラリズムが「普遍的な規則」だとする中に「ジェンダーが忍び込んでいる」(永田 2001: 166)というこの永田の指摘はすこぶる正しい。

こうした永田の議論に「大きな知的刺激を受けて」(宮地 1997: 27)書かれたのが、ここでの宮地の論考である。宮地の主張は、「自然な不平等」(永田 1997: 289)と呼ぶべき男女の身体機能の違いを是正するには、また「自然な不平等」を与件として「避妊責任を実態化」するためには、男性個人の倫理観ではなく社会的な法制度という格差是正措置に解決の方途を求めるべきだという。

再生産責任を社会化することを目指すこの宮地の立場は、従来の中絶論では生殖の当事者とはみなされてこなかった男性を、法制度により当事者として捉え直す試みといえる。生殖論において不在であった男性を、法制度により男性個人の意図を離れて当事者として強制的に位置づけることは、新しい中絶論の立場として1つの有力な方途であり、宮地の論考は説得的にその方向を提示した点において高く評価できる。

2. 3 応答(2)

森岡正博は、中絶を暴力論として解釈する論考を1997年に『月刊フォーラム』で発表しており、またウーマン・リブやフェミニズムからの問いかけに男性の立場から応えることをめぐって論考

⁷ 再生産責任とは、永田(1997: 284)によると「妊娠、出産、養育という人間の再生産にかかわる責任」と定義される。しかし、本稿では、妊娠以前の性交にまでその責任の範囲を広げたい。なぜなら、妊娠に至る性交こそが、それ以降のプロセスを発生させているからである。詳しくは、齋藤(2009)を参照。

(1999、2001、2005) を多く発表するなど、男性の射精責任論に関連する重要な議論をいち早く積み上げてきた一人である。なかでも1997年の「暴力としての中絶」『月刊フォーラム』6月号では、中絶を暴力の視点からとらえ返した議論をしており、さきの沼崎(1997)が批判的に参照もしている。さらに2008年の「膈内射精性暴力論の射程——男性学から見たセクシュアリティと倫理」『倫理学研究』第38号は、沼崎(1997)への直接の応答となっているので、本稿ではとくに森岡(2008)を取り上げて検討をする。

森岡(2008)は、沼崎(1997)の議論を「膈内射精性暴力論」と名付けたうえで、「日本の男性学に新領域を開く画期的な論考であった」と高く評価する。そして宮地(1998)の論考にも触れたうえで、次のようにいう。

本論文で私は、沼崎と宮地によって考察された論点を検討し、そのうえで、もしこの路線で思考を進めていくならばそこからどのような帰結が導かれることになるのかを考えてみたい。(森岡 2008: 24)

そして、沼崎(1997)の議論のポイントを3つにまとめる。「(1) 避妊責任は女性にあるのではなく、男性にあるということ、(2) 膈内射精は性暴力であること、(3) 受精・受胎を起点とする中絶論は欺瞞であること」(森岡 2008: 25)。そして宮地(1998)の論考については、「沼崎の論点をさらに批判的に展開した。……沼崎の主張に基本的に賛同したうえで、女性学的視点から以下のように述べる」(森岡 2008: 25)として、宮地が述べた男性の避妊責任の実態化についての議論を紹介している。

本稿がみるところ、森岡(2008)の議論のポイントは2つあるだろう。1つは、暴力性をめぐって膈内射精を3つに分けて考えていることだ。すなわち、(1)「強制膈内挿入」、(2)「強制膈内射精」、(3)「強制妊娠を導いた膈内射精」である。そして、「強制膈内挿入」が性暴力であることは異論がないだろうが、(2)「強制膈内射精」と(3)「強制妊娠を導いた膈内射精」については、沼崎の議論においてさほど明確には区別されていないことが指摘される。森岡によると、(2)「強制膈内射精」と(3)「強制妊娠を導いた膈内射精」は、暴力性の有無が膈内射精直後に確定するか否かという点で、明確に異なるという。そこから、2つめのポイントである、事後遡及的に性暴力として男性の膈内射精が構築されうることが指摘する。

2. 4 射精責任論として読み返す

以上の三者による日本の射精責任論は、2つの意味で斬新であった。1つは、いままでの男性学が育児論や父性論という出産以後のプロセスに焦点を主にあてていたことに対して、出産以前のプロセス(とりわけ性交時の男性の主体性の問題)を正面から取り上げたという点である。従来の生殖論に登

場する男性の描かれ方は、多くが出産後の経済的な役割に矮小化されていたのであり、生殖において経済的役割に留まらずそれとは別の次元の男性主体のあり方という問題領域を拓いた功績は大きい。

2つめに、いままでの社会通念としての男性のセクシュアリティを否定したことである。いままでの男性のセクシュアリティは、「生物学的本能」——生殖において無責任ではあるものの、「オス」本来の姿——によって多くが説明されてきた。新しい射精責任論の試みは、これまでの社会通念としての男性のセクシュアリティ観に真っ向から立ち向い、男性は射精した責任を問われるべきのみならず、妊娠を生じさせる射精をする身体を生きる存在としての責任（具体的には主体的な避妊）に自覚的であるべきだという規範を打ち出した。

論点は多岐にわたるが、ブレアによる『射精責任』との共通点に関心がある本稿の立場からは、日本の射精責任論の主張の要諦は以下の点にこそ求められると思う。沼崎（1997）にはじまる一連の論考で注目すべきは、〈孕ませる性〉〈孕ませない責任〉とともに重要な視点として、〈生命論的中絶論〉への批判という視点を打ち出していることである。〈生命論的中絶論〉⁸とは、沼崎の表現を用いれば「受精・受胎を起点に、妊娠の人為的な中断として中絶を論じる言説」といえる。

〔生命論的中絶論の言説〕は、望まない妊娠の原因となった膣内射精すなわち男性の〈性暴力〉の行使を隠蔽するイデオロギーとして、厳しく糾弾しなければならない。受精・受胎を起点に論じることが、そもそも不当なのである。……膣内射精という男性の女性に対する〈悪行〉の問題を、妊娠の中断という妊婦の胎児に対する〈悪行〉の問題にすりかえているのである。（沼崎 1997: 91）

この立場は、本稿 1. 2 で言及したブレアによる『射精責任』が光を当てた主題と驚くほど似ている。日本の射精責任論が行った生命論的中絶論への批判を図式化すれば、次のように描けるだろう。生命論的中絶論はモデル I として描けるような議論の構成である（図3参照）。ここでは、女性と胎児が対立しており、中絶はいかなる条件下で認められるかが論じられる。大きくは2つの立場がある。1つは、胎児の資格をめぐるもので、胎児にはある時期まで道徳的配慮をすべき人格がないので殺人にはあたらないというパーソン論や、その「ある時期」をめぐる議論をする線引き論という立場である（中絶は殺「人」ではないという脱殺人化論法）。もう1つは、かりに胎児を人とみなしても、母体（妊婦）の権利と対立する場合には中絶は止む無しという立場である（中絶

⁸ 生命論的中絶論については、月刊フォーラム（1997年6月号）「特集 自己という身体——「中絶」をめぐる女／男」で、河上睦子が「中絶論の再考——フェミニズムと生命論」で書いているところによれば、「生命論的立場からの『中絶』論もみられる。これはフェミニズムの中絶論（とくに女性の自己決定権）に対して批判的である。ところでこの立場は、かつての中絶論争時の宗教的な生命擁護派の生命論と違って、中絶問題を『生命倫理学』的に論議していくという特色をもつ」（河上 1997: 32）と説明される。いわば、中絶を生命倫理的に、具体的にはパーソン論や線引き論、あるいは権利の葛藤問題といった枠組みで論じる立場である。

は「不当な」殺人ではないという正当殺人化論法）。どちらの中絶論の登場人物も、妊婦 - 胎児のみであり、ダイアド関係である。対して、〈生命論的中絶論〉への批判である日本の射精責任論の立場は、モデルⅠに男性を組み入れたトライアド関係になる（モデルⅡ）。つまり中絶論を、モデルⅡの構図で考えていこうというのだ（図4参照）。



図3 既存の中絶論の議論の構図

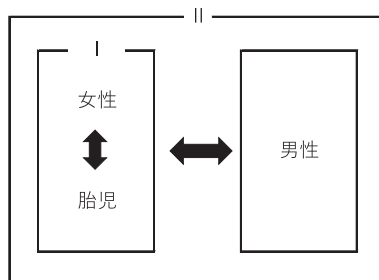


図4 日本の射精責任論の議論の構図

図3と図4から明らかなとおり、議論に登場するアクターが異なる。日本の射精責任論の議論の構図においては、男性がまごうことなく当事者として存在している（表1も参照）。生殖における男性の当事者性を浮彫りにしたことに、日本の射精責任論の特徴を見出せる。

表1 新旧の中絶論の当事者の相違

	一義的な当事者
生命論的中絶論	胎児・女性
日本の射精責任論	女性・(胎児)・男性

宮地（1998）や森岡（2008）も、生命論的中絶論への批判という路線で議論を進めており、そこで生じる問題への対処を考えるという構図で議論を展開している。つまり、既存の中絶論とは異なり、女性と胎児の二者関係にもう一人の当事者として男性をくわえたときに生じる諸問題に光を当てて議論の応酬がなされている。この点にこそ、ブレアによる『射精責任』に先んじて日本の射精責任論が、中絶の議論において避妊の当事者として男性を組み入れる議論を展開しており、オリジナルな議論がすでになされていたといえる所以だ。

以上のことを、別の角度からも説明しよう。すなわち既存の中絶論（〈生命論的中絶論〉）と、沼崎（1997）らによるその批判的乗り越えを目指す議論の一番の相違は、本稿がみるところ、議論の出発点をどこに置くかの違いである。既存の中絶論である生命論的中絶論の議論の出発点は、妊娠（受精・受胎）であった。他方、日本の射精責任論の議論の出発点は男女の性交に置かれる。時

間的に、生命論的中絶論より遡っていることがポイントといえる。

生殖プロセスを時系列に沿って整理すると、下図として描ける（図5）。



図5 性行為→妊娠期間→出産のあいだの当事者

図5に、既存の中絶論と日本の射精責任論の主張をそれぞれ当てはめると、図6のように描くことができる。ここまで繰り返し述べてきたように、既存の中絶論（生命論的中絶論）では、【B】のとおり妊娠（受精・受胎）から議論がはじまり、胎児と女性の問題として議論が構成されてきた。対して、日本の射精責任論は【A】のとおり性行為の時点から議論がはじまり、男性と女性、そして胎児という議論の構成となる。時間的に遡って中絶の議論をはじめたことこそが、日本の射精責任論の意義であり、生殖の当事者として男性に光を当て、新しい問題領域を開拓した貢献であったといえる。

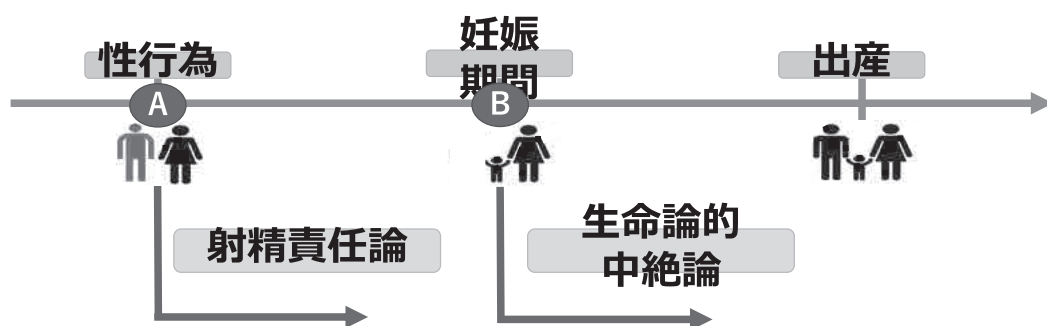


図6 射精責任論と生命論的中絶論の議論の出発点

さらにいえば、両者の議論は、ただ客観的に議論の出発点が異なるというわけではない。生命論的中絶論は「男性の〈性暴力〉の行使を隠蔽するイデオロギー」（沼崎 1997: 91）として機能しているとさえいえる。したがって、中絶の議論を生命論的中絶論の枠組みで論じることは誤っているばかりではなく、中絶の議論を男性抜きで論じることは不正義であるとさえいえるだろう。

3 日本の「射精責任」の継承と展開——その後の議論の紹介

日本の射精責任をめぐる議論は、その後も多くの論者を巻き込んで継続している。直接的に言及

しているものに、たとえば荻野（1999→2002）、江口（2008）、齋藤（2009）、居永（2012）、堀田（2012）などがある。時系列の順に紹介したい。

日本の射精責任論への言及としてもっとも早いものに、身体史をフェミニズムの観点から考察してきた荻野美穂による論考「男の性と生殖——男性身体の語り方」を挙げることができる（1999→2002）。荻野（2002：222-223）は、「従来の男の身体をめぐる言説には、いくつかの特徴もしくは偏りが見られる」と述べ、2点指摘する。「第一は、セックス、セクシュアリティに関心が偏り、男と生殖（避妊、中絶を含む）の関係についてはほとんど語られてこなかったこと」、「第二は、女性（とくにフェミニスト）が男のセクシュアリティを問題にする場合、……性暴力がらみか、もしくは……性の商品化がらみの文脈が議論の中心となってきたこと」を挙げる。

そして、「フェミニズムが主張してきたように、女の性や身体が一つでないとすれば、男の現実の性や身体もまた同様に単一で超歴史的なものではありえず、本質論では語れないはずだ」（荻野 2002：222-223）という。そして、「『他人事』としての生殖、あるいは「やりっぱなしの性」（荻野 2002：230）を男性のセクシュアリティの特徴であると確認をしたうで、そうした既存の語り方とは異なる男性のセクシュアリティを論じる立場として、具体的には「フェミニズムに近い立場に立つ男性たちの中から男と生殖とのかかわり方を問い直す言説が登場」（荻野 2002：234）しているとして、沼崎（1997）、森岡（1997a；1997b）、および宮地（1998）の論考に言及しながら日本の射精責任をめぐる議論を紹介している。

荻野（2002）では、日本の射精責任論を既存の男性のセクシュアリティ論とは異なる言説として紹介しているものであり、新たな論点を追加したり、議論を展開しているものではない。しかし、「男＝やりっぱなしの性」論とは異なる男性の性を語る議論として、「避妊や中絶への男のかかわりを問うことで射精中心論の持つ暴力性を指摘し、『男とはいかなる性なのか』を定義しなおそうとする動き」（荻野 2002：248-249）として日本の射精責任論が肯定的に取り上げられていることは、確認しておきたい。

性的同意の困難さに着目をして、日本の射精責任論を批判的に取り上げているのは、主に森岡（2008）を対象にコメントを寄せている江口聡（2008）による「森岡正博『膣内射精暴力論の射程』へのコメント——問題は性的同意では？」（京都生命倫理研究会、報告資料）である。沼崎（1997）、宮地（1998）、森岡（2008）の各論考を詳細に検討しながら、とくに森岡（2008）における同意の問題について論点を提示している。森岡（2008）の議論のポイントとして、本稿では2つ挙げたが、江口はとりわけその2つめ（事後遡及的に男性の膣内射精が性暴力として構築される側面）について、批判的に検討している。江口の立場は以下のとおりだ。

森岡は同意の上で避妊しないセックスを行ったとしても、後に関係が悪くなったならば、暴力と認定されることがありえると主張するが、私にはこのようななんでも当事者の主観によっ

て判断されるという考え方は、法的な局面だけでなく道徳的な局面でも破壊的であるように思われる。さまざまな「被害」を考える上で被害者の主観的苦痛は非常に重要だが、それと、遡及的な判断は別問題。(江口 2008: 5)

そのうえで、森岡の立場を「好意的に考えるとおそらく森岡が考えているのは同意の問題の困難さではないか」とまとめる(江口 2008: 5)。この江口の指摘は重要であろう。射精をめぐる暴力の判定を、誰が、いつ、どのように、行うのか／行えるのか、は日本の射精責任論では明確な議論がなされていない。「誰が」については「女性が」ということに議論の余地はあまりにないように思えるが、いつ(タイミング)、どのように(判断の基準)、については江口が指摘するように非常に曖昧なまま残されていることは事実といえる(くわえてこの論点は、江口は指摘していないものの、宮地(1998)が沼崎(1997)への批判の1つめにあげた、「沼崎は孕ませる性としての男性の責任のみを強調しているが、避妊に対する女性の責任を問わなくてよいのかという点」とも通底していると思われる)。江口(2008)は、日本の射精責任論において、性的同意の難しさを論点として提示した論考といえる。

荻野(2002)はフェミニズムの視点から日本の射精責任論を考察したとすれば、男性学の視点から考察したのが齋藤圭介(2009)「男性学の生殖論における臨界——再生産責任の帰責主体をめぐる議論を中心に」である。

日本の射精責任論において、議論の争点となったのは妊娠前の男性の生殖の当事者性をいかに考えるかであった。そこでもっとも大きな争点の1つが、女性の自己決定権との兼ね合いだった。生殖論に男性を組み込む言説が、悪しき家父長制への回帰へと結びつくことに危機感を抱くフェミニストが多くいたからだ。たしかに生殖における男性の責任や負担そして義務を問う論は、出生する子への権利と表裏一体であり、いずれもその裏に付きまとう生殖における男性の権利の主張へと簡単に結びつく危険がある。男性の生殖における責任は、父親の権利運動という形でシングルマザー、レズビアンマザーにとって並々ならぬ脅威となる可能性は十分にありうる。牟田ら(2021)が危惧するように現行の女性に特化している生殖論を「ジェンダー中立的」に論じようとする試みが、すでに家父長的だと言うこともできるだろう。

まさにこの論点を扱っている齋藤(2009)は、日本の射精責任論を「積極的に生殖を男性の問題として捉え直そうという男性学の試み」と位置付けたうえで、日本の射精責任論が、「従来の家父長制的な男性像とは異なる、生殖論における男性主体の構築を目指した」ものであると評価する。同時に、「これらの男性学からの生殖論構築の試みは、論理内在的に不可避にジレンマを抱えている」として、「この男性学の生殖論を批判的に検討することを通して、男性学が生殖を語るときに立脚しうる基礎的視座を明らかにする」ことを目指した論考である(齋藤 2009: 14)。

齋藤の関心は、女性の自己決定権を前提として、生殖における平等を達成するために、いかなる

かたちで男性は中絶や生殖にかかわれるのか／かかわるべきなのかである。沼崎・森岡の論考を参照しながら齋藤が導き出す知見は、次のとおりである。

男性と女性の2人の主体が抱える生殖の負担は平等ではなく、「自然な不均等」がそこにはある。そして、その「自然な不均等」を是正しようと、男性学がその「良心さ」ゆえに、男性自らを生殖において責任を有する当事者と強く認識すればするほど男性を強靱な責任主体として指定してしまい、女性の自己決定権との緊張が高まる。そして、……女性の主体性と対立する磁場へとひきずりこまれるという極めて皮肉な結果になる。

……再生産責任の個人化の立場をとる〔沼崎・森岡らの〕男性学にとって、男性が生殖論において主体となりえるのは、論理的に突き詰めると次の形態にならざるを得ない。すなわち、女性の自己決定権を尊重するのならば、女性から責任を有する主体として呼びかけられたときに初めて遡及的に立ち上がる主体としてである。敢えていえば、近代的な意味での強い主体概念とは対極にある極めて弱い主体——女性の意思決定に依存しそれを存立根拠とする他律的主体——とでも呼べる。（齋藤 2009: 23）

齋藤（2009）で新たな論点として提出されているのは、女性の自己決定権を前提として男性の生殖における責任を問うときに生じる論理的なジレンマとその解きほぐしがたさであろう——齋藤による暫定的な解は「極めて弱い主体」像である⁹。他方、齋藤は、この「極めて弱い主体」も問題含みだという。そして、「男性学はどのように生殖を語ればよいのか。つまり、男性学にとって、強い主体も弱い主体も、どちらの主体概念も生殖に対して問題含みでありそのまま受け入れることが出来ないのであれば、この二極の間の適当な距離を見定め生殖論を立ち上げていく必要があるのではないだろうか」（齋藤 2009: 25）と問題提起している。

森岡の生命学を中心とした一連の著作を参照しながら、男性の「産み」について哲学的思考を展開しているのは、居永正宏である。居永（2015）「フェミニスト現象学における『産み』をめぐる——男性学的『産み』論の可能性」も興味深い論考ではあるが、ここでは日本の射精責任論に言及をしている居永（2012）の「他者の産出と自己の誕生肯定——森岡正博の『誕生肯定』概念の批判的検討」を取り上げる。

居永は、森岡が論じる「生命学」および「誕生肯定」について、共感を示したうえで、森岡の議論に抱いた違和感を背景にオリジナルの生命学的営みを展開している（居永 2012: 67）。その主張の肝は、森岡による生命学には「他者の産出」という観点が欠如しているという指摘である。そ

⁹ しかし、齋藤のこの立場は、男性の生殖責任を少なく見積もり過ぎなのかもしれない。女性からの呼びかけがなくても男性には生殖および避妊の責任があるというのが射精責任論の肝だと考えれば、齋藤（2009）の立場は消極的過ぎるということもできる。

の指摘を説得的に示すために、森岡の2つの論考（「将来世代を産出する義務はあるか？」と「膣内射精暴力論の射程」）が挙げられている。以下、日本の射精責任論に言及している箇所を検討する。

居永によると、沼崎（1997）による問題提起は、「『中絶の背後にあっていままで隠されていた『男の避妊責任』というテーマについて独自の展開を試みようとするもの」（居永 2012: 58）と位置付けられる。そして、日本の射精責任論における森岡論考の議論の中心は、「強制膣内射精」と「強制妊娠を導いた膣内射精」の暴力の区別にあるとみる。両者の相違は、暴力として認定されるタイミングの違いである（遡及的に暴力認定されるか否か、である）。そこで居永は、森岡の論考は「好意的に考えるとおそらく森岡が考えているのは同意の問題の困難さではないか」という江口（2008）の指摘を引用し、さらに、「……もし心理的に不安定な時点での同意は同意とみなしにくいということが言えるとすれば、性的に興奮しているときの同意はすべて同意ではないということになりはしないか？」（強調原文）という江口（2008: 6）の批判を紹介したうえで、上記の江口の批判は、「それは森岡の膣内射精暴力論の本質を捉えていないと思う」と述べる。なぜなら江口の批判では、「性的関係をインフォームド・コンセントの応用問題の1つとして位置づけることになり、『新しい生命が産まれる』という性的関係固有の次元を捉えられないからである」（居永 2012: 59）という。

居永の論は、日本の射精責任論（具体的には森岡の「膣内射精暴力論」）と、同じく森岡の「誕生肯定論」をつなげたうえで、誕生肯定に「他者の産出」という側面をくわえて考察することで、森岡の誕生肯定論をより精緻に理解しようと目指すものだ。日本の射精責任論そのものをさらに展開する論考というわけではないが、日本の射精責任論の議論の射程の広さを示す論考とはいえるだろう。

日本の射精責任論のなかでもとくに宮地（1998）と森岡（2008）の論考を対象に、「胎児」の道徳的地位をめぐる論点を新たに追加したのは、堀田義太郎（2012）「リプロダクション・セクシュアリティ・自然——男性の責務の観点から」である。堀田（2012）の目的は以下のように述べられる。

宮地と森岡の議論は、性行為における「男性の責任」を考慮することの重要性を指摘した点で、リプロダクション・セクシュアリティ論にとって大きな貢献であると言える。とはいえ、そこにはいくつか曖昧な点と問題点が含まれている。そのなかでも最も大きなものは、「胎児」の道徳的な地位をめぐる論点だと思われる。

本稿では、性行為・妊娠出産と中絶に対する男性の責任について、宮地や森岡の議論に示唆を受けつつも「胎児の地位」を重視する観点から、さらなる論点を提示することを試みる。

（堀田 2012: 1）

そこで堀田は、江口（2008）を参照しつつ、宮地（1998）と森岡（2008）の議論に「胎児のステータス」を考慮に入れた議論の必要性を訴える。堀田によると、宮地・森岡の論考に胎児という論点を追加すると、具体的には以下のような主張が導出できるという。

女性の負担を補償する義務が男性にあるとしても、その根拠はあくまでも胎児に対する責任を果たすためのサポートとしてである、ということになるだろう。それが事実上、中絶に伴う負担をカバーすることになるとしても、その理由は、中絶に伴う女性の身体的精神的負担に対してではない、ということになる。（堀田 2012： 14）

少なくともまず男性には、女性が妊娠継続・出産を安心してできるだけサポートを行う法的義務が、妊娠が生じた際には無条件に課されることになる。その上で、その費用の内部で、女性は中絶を選択することもできる、ということになるだろう。（堀田 2012： 14）

こうした結論を、「女性に厳しく男性に甘い結論になっている」と堀田（2012： 14）は述べる。他方、論考内でも正しく「限定された議論」と認識しているとおり、胎児への着目を促している点で論点を付け加えてはいるものの、養育については敢えて触れないという方針での論述であり、生殖を一連のプロセスと捉えるという沼崎（1997）にはじまる日本の射精責任論が有した認識利得を手離してしまっていることには疑問が残る。とはいえ、「『男性の責任』という観点から性行為と妊娠出産・中絶を考える必要性と意義について1つの切り口を提示」（堀田 2012： 16）しており、日本の射精責任の今後の展開の幅の広さを示しているといえる。

4 結論——残された論点と争点

『射精責任』の著者ガブリエル・ブレアは日本の番組内で、「男性はこういう話を白人中年女性の私からではなく、信頼できる他の男性から聞きたいはず」という発言をしていた。また、前述したように、『射精責任』の主張に対して、アメリカ社会の本であるからとか、著者がモルモン教徒であるからとか、著者が女性であるからとか、日本語訳書の刊行時には『射精責任』で行われている議論を他者化・外部化し、日本社会から切り離そうとする動きが残念ながら一部でみられたことには触れた。

日本の射精責任をめぐる議論を、沼崎（1997）、宮地（1998）、森岡（2008）をはじめとして整理してみると、驚くほど『射精責任』と似通った主張が多いことに驚かされる。改めて確認しておくが、本稿がみるところもっとも重要でかつ共通しているのは、妊娠前の段階で避妊の主体として男性を生殖の当事者として位置づけていることだ（図6 再掲）。

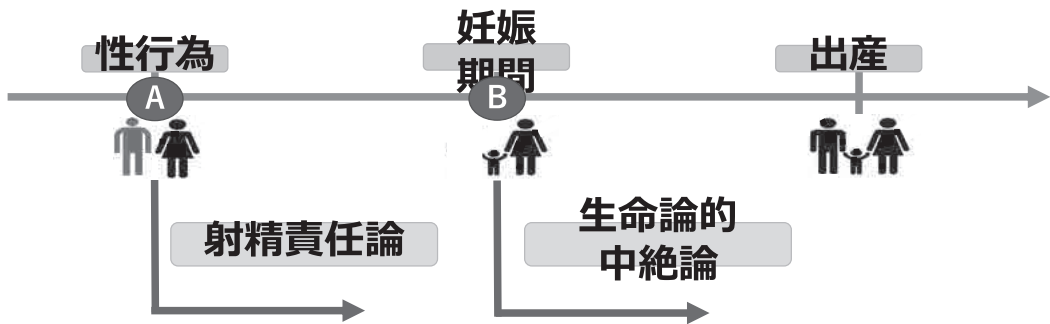


図6 射精責任論と生命論的中絶論の議論の出発点（再掲）

森岡（2008：25）はかつて「日本でこのような独自の議論が出現しているのだから、それを批判的に継承するのは我々の義務であろう」と書いている。私も同感である。そこで本稿は、日本の男性学研究者・男性性研究者たち、そして女性の視点を含んだ射精責任をめぐる議論を掘り起こし、紹介し、日本の独自の射精責任論の系譜を提示しようと試みた。

アメリカよりも先んじて日本で生じていた射精責任をめぐる議論を改めて振り返ってみると、その意義とインパクトの強さに比して、なぜ25年間この議論が限定された論者にしか取り上げられてこなかったのかが不思議に思える。ブレアによる『射精責任』を翻訳後の日本社会で、この25年前の議論をいかに読み解くべきなのかが、私たちにいま課されている義務なのだろう。『射精責任』の翻訳を契機に、日本の射精責任をめぐる議論に再び注目が集まることを期待したい。

最後に、日本の射精責任論の今後の展開の可能性について触れておきたい。日本の射精責任論の現在までの蓄積をみると、フェミニズム、女性側からの視点が弱い。フェミニズム・女性学からみたとときに、男性の射精について何が言えるのか／言えないのかは、急ぎ論じるべき事柄だろう。たとえば、女性のリプロの観点からは、射精をめぐるこれまでの議論をどう評価できるのだろうか。また、LGBTQ+をはじめ多様な立場からの男性の射精をめぐる議論や読みを提示することで、多様な角度から男性の射精と中絶経験、ひいては、射精と生殖の問題を考えるさらに豊かな土壌作りを試みることができる。LGBTQ+の立場からは日本の射精責任論をどう評価できるのか。また生殖と直接はつながらない性愛の在り方を支持する立場からはどう評価できるのか。射精と責任をめぐる議論を、異性愛男女に閉じない議論の広がりの中で再検討していくことで、男性と射精をめぐる議論の射程の広さを示すことができる。まず取り組むべきは、フェミニズム・女性学の視点とLGBTQ+の視点から、日本の射精責任論を読み直すことだろう。ここには新しい論点と争点が詰まっているように思える。

『射精責任』の主張を他の国の話、他の宗教の話、女性の一人語りとは他者化せずに、日本の文脈で議論を立ち上げて検討することで、改めて射精をめぐる議論を学術的にもまた実践的にも日本社会に問題提起することが可能となるはずだ。本稿がその一助となることを願う。

付記

1章は『射精責任』解説、2章は齋藤（2009）を元になっているが、ともに大幅に書き直している。

文献

Blair Gabrielle, 2022, *Ejaculate Responsibly: A Whole New Way to Think About Abortion*, New York: Workman Publishing Company. (=2023、村井理子訳・齋藤圭介解説『射精責任』太田出版。)

江口聡、2008、「森岡正博「膣内射精暴力論の射程」へのコメント——問題は性的同意では？」京都生命倫理研究会。（<https://yonosuke.net/eguchi/papers/morioka200806.pdf>、2024年9月30日アクセス。）

堀田義太郎、2012、「リプロダクション・セクシュアリティ・自然——男性の責務の観点から」文部科学省科学研究費補助金（基盤C）「生殖と身体をめぐる“自然主義”の再検討」報告書、87-104。

居永正宏、2012、「他者の産出と自己の誕生肯定——森岡正博の「誕生肯定」概念の批判的検討」『現代生命哲学研究』1: 46-68。

宮地尚子、1998、「孕ませる性と孕む性——避妊責任の実体化の可能性を探る」『現代文明学研究』1: 19-29。

松本彩子、2005、『ピルはなぜ歓迎されないのか』勁草書房。

森岡正博、1997、「暴力としての中絶」『月刊フォーラム』6月号、19-29。

——、1999、「女性学からの問いかけを男性はどう受け止めるべきなのか」『日本倫理学会第50回大会報告集』、52-87。

——、2001、『生命学に何ができるか』勁草書房。

——、2005、『感じない男』ちくま書房。

——、2008、「膣内射精性暴力論の射程——男性学から見たセクシュアリティと倫理」『倫理学研究』関西倫理学会、38: 24-33。

牟田和恵・岡野八代・丸山里美、2021、『女性たちで子を産み育てること——精子提供による家族づくり』白澤社。

永田えり子、1997、『道徳派フェミニスト宣言』勁草書房。

Norgren, Tiana, 2001, *Abortion before Birth Control: The Politics of Reproduction in Postwar Japan*, Princeton: Princeton University Press. (= [2008]2023、岩本美砂子監訳・塚原久美・日比野由利・猪瀬優理訳『新版 中絶と避妊の政治学——戦後日本のリプロダクション政策』青木出版。)

沼崎一郎、1997、「〈孕ませる性〉の自己責任——中絶・避妊から問う男の性倫理」『IMPACTION

- インパクション——特集 ピルから見る世界』105: 86-96。
- 、2000a、「男性にとってのリプロダクティブ・ヘルス / ライツ——〈孕ませる性〉の義務と権利」(〈テーマ〉女性と人権)『国立婦人教育会館研究紀要』4: 15-23。
- 、2000b、「マスターベーションの政治経済学——女性を“道具化”する男性セクシュアリティの個人的形成」『アディクションと家族』17(5): 377-82。
- 荻野美穂、1999、「男の性と生殖——男性身体の語り方」西川祐子・荻野美穂編、1999、『共同研究 男性論』人文書院、201-224。
- 、2002、『ジェンダー化される身体』勁草書房。
- 齋藤圭介、2009、「男性学の生殖論における臨界——再生産責任の帰責主体をめぐる議論を中心に」『ソシオロギス』33: 14-29。
- 、2023、「解説」ガブレイエル・ブレア『射精責任』太田出版、175-210。
- 竹家一美、2021、『日本の男性不妊——当事者の語りから』晃洋書房。